

# 建設発生土受入場への発生土受入要領

平成 20 年 11 月 1 日制定  
平成 22 年 10 月 1 日改定  
平成 23 年 1 月 5 日改定  
平成 23 年 10 月 27 日改定  
平成 26 年 4 月 1 日改定  
平成 28 年 9 月 7 日改定

美保テクノス株式会社  
〒683-0037 鳥取県米子市昭和町 25  
<http://www.miho.co.jp/>

1. 建設発生土受入場所 美保テクノス(株) 二部真砂土採取場  
鳥取県西伯郡伯耆町畑池 字 射矢谷尻 2628-1
2. 受入時間及び受入休業日・停止日
  - (1)受入時間 8:00 から 16:30 まで
  - (2)受入休業日 土曜・日曜・祝祭日(振替日を含む)  
8月13日から8月16日まで及び12月30日から1月5日まで
  - (3)受入停止日 受入施設、その他地内の諸施設の事故及び維持管理の必要が生じた場合は、受入を停止することがあります。  
また、天候の急変等により受入の諸作業が不能となった場合及び受入建設発生土の貯留場所に余裕がなくなった場合についても、随時受入を停止することがありますので、必ず電話(0859-62-7296・受付時間8:00~17:00)で受入状況を確認してから搬入して下さい。
3. 受入建設発生土の対象地域・条件及び土質基準
  - (1) 受入建設発生土の対象地域・条件  
鳥取県、島根県の公共工事から発生する建設発生土。
  - (2)土質基準  
対象とする建設発生土は、次の「受入基準」の通りとします。  
◇受入できない建設発生土
    - ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当するもの。
    - ②「土壤汚染対策法」による汚染土
    - ③産業廃棄物混入土(セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチックなど)
    - ④一般廃棄物混入土(ごみ・ビン・缶など)
    - ⑤含水比の高いもの  
※含水比の判断……粘性土であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し 3kgf/cm<sup>2</sup> 以上とする。
    - ⑥最大径 30cm を越えるもの
    - ⑦悪臭を放つもの
    - ⑧セメント系改良土
    - ⑨土質区分 泥土

#### 4. 受入料金

1,296 円/m<sup>3</sup> (消費税込)

| 【搬入券】  | (土砂の場合)      | (軟岩の場合)      | (硬岩の場合)      |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 10 t 券 | 6,739 円 (税込) | 5,572 円 (税込) | 4,924 円 (税込) |
| 4 t 券  | 2,851 円 (税込) | 2,332 円 (税込) | 2,073 円 (税込) |
| 2 t 券  | 1,425 円 (税込) | 1,166 円 (税込) | 1,036 円 (税込) |

#### 5. 申込から搬入までの手続

##### (1) 申込

###### ア 申込先

- ・工事場所が鳥取県日野郡内の場合……日野建設業協同組合

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨

TEL(0859)72-0375 FAX(0859)72-0077

- ・工事場所が上記以外の場合 ……西部建設業協同組合

〒683-0803 鳥取県米子市日ノ出町 1-12-27

TEL(0859)34-7829 FAX(0859)34-7857

- イ 申込者 土砂搬入券の購入者 (建設発生土の発生者もしくは運搬受託者)
- ウ 申込様式 所定の「土砂搬入券申込契約書 (様式1)」により申し込むものとする。
- エ 受付時間 8時30分から17時00分まで
- オ 受付休業日 土曜日、日曜日、祝祭日

##### (2) 土砂搬入券の購入方法

搬入申込を予定している工事については、工事場所に応じて日野建設業協同組合、西部建設業協同組合にて所定書式にて申込みを行って下さい。受付後、美保テクノス㈱にて内容を確認し土砂搬入券 (以下「搬入券」という) の発行を決定します。

その後、申込書に記載された指定の振込口座にご入金していただきます。

##### (3) 搬入券の交付

入金の確認後、美保テクノス㈱にて搬入券を交付いたします。

##### (4) 返金について

購入後、使用されなかった搬入券については、工事終了後、所定の手続きにより、手数料を差し引いた上で返金いたします。

#### 6. 搬入方法

##### (1) 運搬時の注意

運搬にあたっては、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散、流出又は落下しないように十分な措置を講じるなど、道路交通法規を遵守してください。

##### (2) 受入場所での注意

- 受入場所に到着したときは、搬入券を事務所にお渡しいただいた後、事務所前で荷台のシートを取り除き係員の検査を受けてください。
- 係員が検査の結果不相当と認め、持ち帰りを指示した場合は直ちに指示に従ってお帰り下さい。
- 受入可能な場合、場内標識に従って徐行運転で搬入場所まで移動下さい。
- 搬入場所では係員の指示に従って、ダンプトラックから土砂を降ろしてください。
- 場外に出る前には、必ず洗車ピットにてタイヤに付着した泥を落として下さい。
- 受入場所では、係員の指示に従ってください。
- 将来的にはモニターによる監視も実施いたします。